

練馬区医療施設整備資金利子補給金交付要綱

平成23年5月25日
23練健地第1号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）の区域内において、救急医療を担う施設または回復期および慢性期の医療を担う施設の新築、改築または増築（以下「新築等」という。）を行うに当たり、医療機関の運営主体（以下「運営主体」という。）が、金融機関から借り入れた資金（以下「借入金」という。）に対して支払う利子の一部について、区が利子補給金を交付することにより、救急医療を担う施設ならびに回復期および慢性期の医療を担う施設の整備を促進し、もって地域医療基盤の充実を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 利子補給の交付対象は、つぎの各号のいずれかに該当し、法人住民税を滞納していない医療機関とする。

- (1) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条に基づき、東京都知事の救急告示を現に受けている医療機関および新築等により新たに救急告示を受ける医療機関であること。
- (2) 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第58号）で定める地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料または療養病棟入院基本料の届出を厚生労働省に届け出ている医療機関および新築等により新たにこれらの届出を行う医療機関であること。

(利子補給対象事業)

第3条 利子補給の対象となる事業（以下「利子補給対象事業」という。）は、運営主体が実施する医療機関の新築等に関する建築事業で、つぎの各号に該当するものに対して行うものとする。

- (1) 事業の計画および方法が、第1条に定める目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待しうるものであること。
 - (2) 事業の実施に要する費用について、財源措置が確実であること。
- 2 前項各号に該当する事業のうち、本要綱によらない補助金交付等の区の支援が予定されている事業については対象としないこととする。

(利子補給対象経費)

第4条 利子補給の対象となる経費は、利子補給対象事業の実施に必要な経費のうち、設計費、工事請負費および工事監理費とし、つぎの各号に掲げる経費は、利子補給の対象とはしないものとする。

- (1) 土地の取得または整地に要する経費
- (2) 既存建物の買収または取壊しに要する経費
- (3) 職員宿舎の整備に要する経費
- (4) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等（以下この号において「併設施設」という。）を併設する施設の場合は、併設施設に係る経費
- (5) その他利子補給の対象となる経費として適當と認められない経費

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、病床数に応じ、別表第1に定める利子補給対象額および利子補給利率と借入金（利子補給対象外経費に係る借入金を除く。）および借入利率とを比較して、それより少ない金額および利率に基づき計算された額の範囲内とする。

2 前項の規定にかかるわらず、同項の規定に基づき計算された額が、補助に係る当該年度の区の予算額を超えるときは、当該年度の区の予算額の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

（利子補給期間）

第6条 利子補給期間は、20年間を限度とする。この場合において、利子補給の期間は、第8条第1項の規定により利子補給金の補給対象とした最初の月から起算するものとする。

（利子補給金の交付申請）

第7条 利子補給金の交付を受けようとする運営主体の代表者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに練馬区医療施設整備資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に、別表第2に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（利子補給金の交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う実地調査等により、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、速やかに利子補給金の交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により利子補給金の交付を決定したときは、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により、利子補給金交付の条件を付して申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求および交付）

第9条 前条第2項の規定により利子補給金の交付決定の通知を受けた運営主体の代表者（以下「補助事業者」という。）は、請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求に基づき、利子補給金を交付する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、利子補給金の交付に係る会計年度の借入金償還実績報告書（第4号様式）に別表第3に掲げる書類を添えて、当該会計年度終了後20日以内に区長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、利子補給対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（利子補給金の額の確定）

第11条 区長は、前条第1項の規定による借入金償還実績報告書の審査および必要に応じて行う実地調査等により、借入金（利子を含む。）の返済が利子補給金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認めたときは、速やかに交付すべき利子補給金の額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により利子補給金の額を確定したときは、利子補給金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。

- (2) 利子補給金を他の用途に使用したとき。
- (3) 利子補給金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 救急告示医療機関でなくなったときまたは区長が指定する期日までに救急告示を受けなかったとき。
- (5) 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料または療養病棟入院基本料の届出を取り下げたときまたは区長が指定する期日までにこれらの届出をしなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により利子補給金の交付決定を取り消したときは、理由を示して、利子補給金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（利子補給金の返還）

第13条 区長は、第11条の規定により交付すべき利子補給金の額が確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、その超過した部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

2 区長は、前条の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合において、既に利子補給金が交付されているときは、その取消しに係る部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

（借入金の借り入れ条件等の変更）

第14条 第8条の規定による利子補給金の交付決定後、利子補給に係る借入金の借入利率および返済期間等借り入れ条件が変更となった場合であって、第5条の規定により計算された額（以下「交付対象額」という。）に変更があるときは、補助事業者は、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更申請書（第8号様式）に別表第4に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 第8条の規定による利子補給金の交付決定後、利子補給に係る借入金の借入利率および返済期間等借り入れ条件が変更となった場合であって、交付対象額に変更がないときは、補助事業者は、練馬区医療施設整備資金利子補給金に係る借入金の借り入れ条件変更届（第9号様式）に別表第4に掲げる書類を添えて、区長に届け出なければならない。

3 区長は、第1項の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査および必要に応じて行う実地調査等により、利子補給金交付額を変更すべきものと認めたときは、速やかに利子補給金交付額の変更を決定するものとする。

4 前項の場合において、変動金利による借入金の場合で、適用する利率が変更となったために交付対象額が変更となるときは、債務負担行為限度額の範囲で利子補給金交付額を変更する。

5 第3項の場合において、借換えまたは償還条件の変更等補助事業者の事情により交付対象額が増えることとなるときは、利子補給金交付額の総額は増額しない。ただし、交付対象額が減ることとなるときは、利子補給金交付額を減額する。

6 前3項の規定にかかわらず、変更後の額が補助に係る当該年度の区の予算額を超えるときは、当該年度の区の予算額の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

7 区長は、前4項の規定により利子補給金交付額の変更を決定したときは、練馬区医療施設整備資金利子補給金交付額変更決定通知書（第10号様式）により、利子補給金交付の条件を付して補助事業者に通知するものとする。

8 区長は、第4項および第5項ただし書の規定により利子補給金交付額を減額した場合

において、既にその額を超える利子補給金を交付しているときは、その超過した部分について、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、担当の部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年11月20日24練健地第10058号)

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

付 則 (平成27年11月20日27練健地第10047号)

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

付 則 (平成31年3月12日30練健地第10062号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年1月6日7練健地第10033号)

この要綱は、令和8年1月6日から施行する。

別表第1（第5条関係）

病床数	200床未満	200床以上
利子補給対象額	5億円	7億円
利子補給利率	年利2.0%	年利2.0%

別表第2（第7条関係）

利子補給年次	添 付 書 類
利子補給初年度	1 交付申請額算定内訳書（第1号様式の2） 2 事業計画書（第1号様式の3）※ 3 借入金償還計画・実績表（第1号様式の4） 4 法人住民税の納税証明書または非課税証明書 5 前年度の決算報告書 6 法人の概要・沿革について※ 7 寄附行為または定款※ 8 法人の役員名簿※ 9 法人の登記簿謄本（写し）※ 10 救急告示の通知書（写し）（第2条第1号に該当する交付対象の医療機関に限る。）※ 11 基本診療料の施設基準等に係る届出書一式（受付印のある写し）（第2条第2号に該当する交付対象の医療機関に限る。）※
利子補給初年度を除く年度	前項に掲げる書類。ただし、「※」が付いている添付書類については、変更が無い場合に限り省略することができる。

備考

- 新たに救急告示を受ける医療機関においては、10に掲げる書類について、この

利子補給金の初回交付を受けた翌年度の3月末日までに提出すること。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 新たに地域包括ケア病棟入院料等の届出を行う医療機関においては、11に掲げる書類について、この利子補給金の初回交付を受けた翌年度の3月末日までに提出すること。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

別表第3（第10条関係）

添付書類	
1	救急医療状況報告書（第4号様式の2）
2	回復期および慢性期医療実施状況報告書（第4号様式の3）
3	年間の利用状況が分かる書類（入院・外来患者数、手術件数など）

別表第4（第14条関係）

添付書類	
1	交付申請額算定内訳書（第1号様式の2）
2	借入金償還計画・実績表（第1号様式の4）